

令和5年度

久喜市後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第2号）

久喜市

議案第 号

令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度久喜市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和5年 月 日提出

久喜市長 梅田修一

## 第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
コンビニ収納手数料（後期高齢者医療保険料分）	令和5年度から 令和6年度まで	988

令和 5 年 度

久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
補正予算（第 2 号）に関する説明書

久 喜 市

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当年度に係る分

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
コンビニ収納手数料 （後期高齢者医療保険料分）	988			令和5年度から令和6年度まで	988				988